

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和3年4月5日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)コウエイ	福島県いわき市	R2.4.20	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第70条の5	移動式クレーンを用いて作業を行うときに、アウトリガーを最大限に張り出さなかったもの。	R2.4.20送検
両沼貨物自動車(株)	福島県会津若松市	R2.6.15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第328条の2	空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする作業を行わせるにあたり、破裂したタイヤ等の飛来を防止するための器具を使用させていなかったこと。	R2.6.15送検
(株)鎌田	福島県郡山市	R2.11.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトを用いて作業を行うときに、運転中のフォークリフトに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせたもの。	R2.11.20送検
明和建設工業(株)	栃木県矢板市	R3.1.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者を、機体重量3トン以上の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することのできるドラグ・ショベルの運転の業務に就かせたもの。	R3.1.19送検
(有)都路農場	福島県田村市	R3.2.4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるポリカーボネート樹脂波板で葺かれた屋根の上での作業に、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなかったもの。	R3.2.4送検
(有)ファインニクス	栃木県小山市	R3.3.1	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	建物内の自然換気が不十分なところで、内燃機関を有する発電機を使用させたもの。	R3.3.1送検
(有)三宝工業	福島県伊達市	R3.3.12	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したものの。	R3.3.12送検